

委 託 契 約 書

八戸市(以下「委託者」という。)と (以下「受託者」という。) は、
「水の官民連携」 導入可能性調査業務について、 契約を次のように締結する。

(総則)

第1条 委託者は、受託者に対し、次の業務(以下「委託業務」という。)を次条以下の約定により委託することを約し、受託者はこれを受託した。

- (1) 委 託 名 八戸市公共下水道事業等「水の官民連携」 導入可能性調査業務委託
- (2) 業務場所 八戸市内
- (3) 業務内容 別紙「八戸市公共下水道事業等「水の官民連携」 導入可能性調査業務委託特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)のとおり

(業務の実施)

第2条 委託者及び受託者は、業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他関係法令を遵守するものとする。

2 受託者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書や設計図書(別冊の図面等をいう。)に基づき、委託者の指示に従い業務を実施しなければならない。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 9年 3月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託者は、受託者に対し委託業務の実施に要する費用(以下「委託料」という。)として金 円(うち、消費税及び地方消費税の額 円)を支払う。

(調査職員)

第5条 委託者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、委託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 委託者が調査職員を置いたときは、この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務実施工程表の作成)

第6条 受託者は、仕様書に基づいて委託業務の実施に関する工程表を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出しなければならない。

(担当者)

第7条 受託者は、業務を指示監督するため、担当者を置かなければならない。

(契約の保証)

第8条 受託者は、契約締結のときまでに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、その保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、第4条の委託料の額の10分の1以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 第4条の委託料の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。この場合において、第1項第3号の履行保証保険契約を変更したときは、変更後の保険証券を直ちに委託者に寄託しなければならない。

(委託料の変更等)

第9条 受託者は、一般経済情勢の変動により燃料及び労務賃金等に増減を生じた場合にあっては、第1条の業務内容又は第4条の委託料を変更することはできない。ただし、予期することのできない経済情勢の激変により第4条の委託料が著しく不適當であると認められるに至ったときは、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。

(業務の検査)

第10条 受託者は、全ての委託業務が完了したときは、その完了の日から5日以内に完成等検査申請書を委託者に提出し、検査を受けなければならない。

2 委託者は、受託者から前項の申請を受けたときは、その日から10日以内に検査を行う。

(委託料の支払方法)

第11条 受託者は、前条第1項の検査合格後、第4条の委託料に係る請求書を委託者に提出するものとし、委託者は、その受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払う。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託してはならない。

2 受託者は、第三者に委託業務の一部を再委託し、又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ書面により委託者に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、別に定める場合を除き、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

(損害賠償)

第 15 条 委託業務の実施上受託者に生じた損害については、委託者の責めに帰すべき事由による場合のほかは受託者の負担とする。

第 16 条 受託者は、委託業務の実施に当たり委託者又は第三者に損害を与えたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合のほかは、その賠償の責めを負わなければならない。

第 17 条 天災その他不可抗力によって委託業務の実施上損害が認められる場合において、受託者が善良なる管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、委託者は、その損害の一部を負担することができる。

(委託者の催告による解除権)

第 18 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても、委託業務に着手しないとき。
- (2) この契約の履行期限までに委託業務が完了しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 19 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの委託業務の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 検査又は監督の実施に当たり、受託者又はその他の使用人がその執行を妨げたとき。
- (9) 受託者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (10) 受託者について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約又は委託業務を実施するために必要な物品の購入その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は委託業務を実施するために必要な物品の購入その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (12) 受託者が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (13) 受託者が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (14) 受託者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する裁判が確定したとき。
- (15) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
- (16) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

（委託者の損害賠償請求等）

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第3条の契約期間内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) 前2条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、第4条の委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- (1) 前2条の規定により、委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 委託業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなして同項の規定を適用する。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律

第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の損害金の額は、第4条の委託料から、完了分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。この場合において、損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 6 第2項の場合（前条第7号又は第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、第3項の規定により適用される場合を含む。）において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当し、充当してなお不足のある場合は、第4条の委託料から控除し、控除してなお不足のある場合は、受託者に請求することができる。
- 7 受託者は、この契約に関して前条第12号から第15号までのいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、第4条の委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付して委託者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 前条第12号から第14号までに該当する場合であって、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき又は委託者に金銭的損害を生じさせない行為であると委託者が認めるものであるとき。
 - (2) 前条第15号に該当する場合であって、受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。）が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受託者が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。
- 8 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して同項の額を委託者に支払わなければならない。
- 9 第7項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、委託者は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 10 第7項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 11 委託者の責めに帰すべき事由により、委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約保証金等の返還)

第21条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、受託者が契約を履行したときは、委託者は、当該契約保証金等を受託者に返還するものとする。

(公契約条例の遵守)

第22条 受託者は、この契約の履行に当たり、八戸市公契約条例（令和2年八戸市条例第54号）を遵守しなければならない。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項は、委託者と受託者とが協議して定める。

この契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市
市長 熊谷 雄一

受託者